

東京金属事業

企業年金にゆうす

2018—No. 2

もくじ

第3回代議員会理事長挨拶（要旨）……………	2
代議員交替のお知らせ……………	3
平成30年度予算の概要……………	4
特集・確定給付企業年金の ガバナンスにかかる制度変更……………	6
DCプラン実施状況のお知らせ……………	16



Lijiang , china photo by. Tetsuo Ota (Best Inc.)

去る2月13日東京金属事業健保会館で第3回代議員会が開催されました。

当日は会議に先立ち、当基金の前身である東京金属事業厚生年金基金の代議員・理事、並びに理事長として23年の長きにわたり基金制度および金属業界の発展に多大なご尽力をいただいた 故 宮城眞一氏（宮城鋼具株式会社 代表取締役会長 平成29年11月13日ご逝去）に全員で黙祷を捧げ、その後議題の審議が行われました。

本号では、第3回代議員会で承認された平成30年度予算の概要のほか、昨春秋に厚生労働省から示された確定給付企業年金のガバナンスにかかる制度変更を特集し、その内容をご紹介します。

第3回代議員会 理事長挨拶（要旨）

皆様にはご多用のところご出席いただき、感謝申し上げます。また、平素は、当基金の事業運営に格別のご理解とご支援を賜っており、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

暦の上では立春を過ぎたが、まだ暫く寒い日も続くものと思われる。

季節の変わり目であり、ピークは過ぎたとはいえ、インフルエンザの流行期でもあるので、皆様にはくれぐれも体調管理にはご留意いただき、本年も当基金の事業運営にお力添え賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のように、本年、当基金は企業年金としてはじめての決算を迎える。何事もまず初めが肝心であり、そういった意味で、この3月末までの運用結果が当基金の今後を占うと言っても過言ではない。

年初の市場関係者の予想では、世界同時の景気拡大を背景に、今年も株高と低金利が併存する「適温相場」が続くとの見方が大勢となっていたが、ここにきて、米国長期金利の上昇に伴うリスク警戒感の拡大から調整含みの展開が続いている。米国株のPERが18倍を過ぎると調整が入るのも自然の成り行きと考えているが、早く市場が落ち着いてくれることを願っている。

相場はまさに生き物であり、予想どおりにならないのが常ではあるが、相場格言では「戌笑う」という言葉もある。

戌年に当たる本年、関係者の見立てのように市場が再び堅調に推移して、夏の決算代議員会は格言どおりに笑顔で迎えられることを期待したい。

本日は、人事案件、平成30年度予算案を中心にご審議いただくとともに、昨春秋、厚生労働省から示された総合型DB基金のガバナンスにかかる制度変更への対応方針についてお諮りさせていただく。

詳しくはこの後ご説明させていただくが、ガバナンスにかかる制度変更については、当基金はもとより多くの基金に対し、事務面・経費面とも多大な負担を強いるものとなっており、慎重な対応が必要と考えている。皆様の率直なご意見を伺いたい。

最後になるが、本日の会議が活発な議論の下、有意義な代議員会となることを祈念し、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

代議員交替のお知らせ

去る2月13日付で、選定代議員 秋葉貞雄様（株式会社東邦製作所 前代表取締役社長）、選定代議員・理事 伊藤 真様（株式会社やまびこ 取締役常務執行役員）のお二人が退任されました。

後任には、高山進好様（株式会社東邦製作所 代表取締役社長）、西 正信様（株式会社やまびこ 執行役員管理本部長）がそれぞれ選定されました。

新たに選定されたお二人の任期は、前任者の残存期間である平成32年4月20日です。

東京金属事業企業年金基金の代議員の方々

（任期 平成29年4月21日～平成32年4月20日）

（敬称略）

選定代議員			互選代議員		
役 職	氏 名	事業所名	役 職	氏 名	事業所名
理事長	石川 隆一	石徳螺子株式会社	理 事	太田 哲郎	株式会社ベスト
理 事	西 正信	株式会社やまびこ	理 事	鈴木 保之	エトー株式会社
常務理事	酒井 豊	東京金属事業企業年金基金	理 事	森辻 英樹	アトムリビンテック株式会社
監 事	小林 秀之	秀邦金属株式会社	監 事	竹内 則康	株式会社竹内工業所
代議員	安田 秀臣	東京金属事業健康保険組合	代議員	大内 貴弘	株式会社サガワ
代議員	留場 彊	徳力精工株式会社	代議員	庭山 理	櫻金属工業株式会社
代議員	高山 進好	株式会社東邦製作所	代議員	中出 博	株式会社中出製作所

退任された秋葉様には当基金の前身である厚生年金基金の代議員・理事を含め20年の長きにわたり金属業界の基金制度発展にご尽力をいただきました。

また、伊藤様には、厚生年金基金の代議員・理事を含め10年間、特に厚生年金基金解散後の後継制度である当基金の設立に際しては、制度設立準備委員会の中心メンバーとしてご尽力いただきました。

基金役職員一同よりあらためて感謝申し上げます。

平成30年度 予算の概要

第3回代議員会において、当基金の平成30年度予算が審議され、全会一致で承認されました。その概要をお知らせいたします。

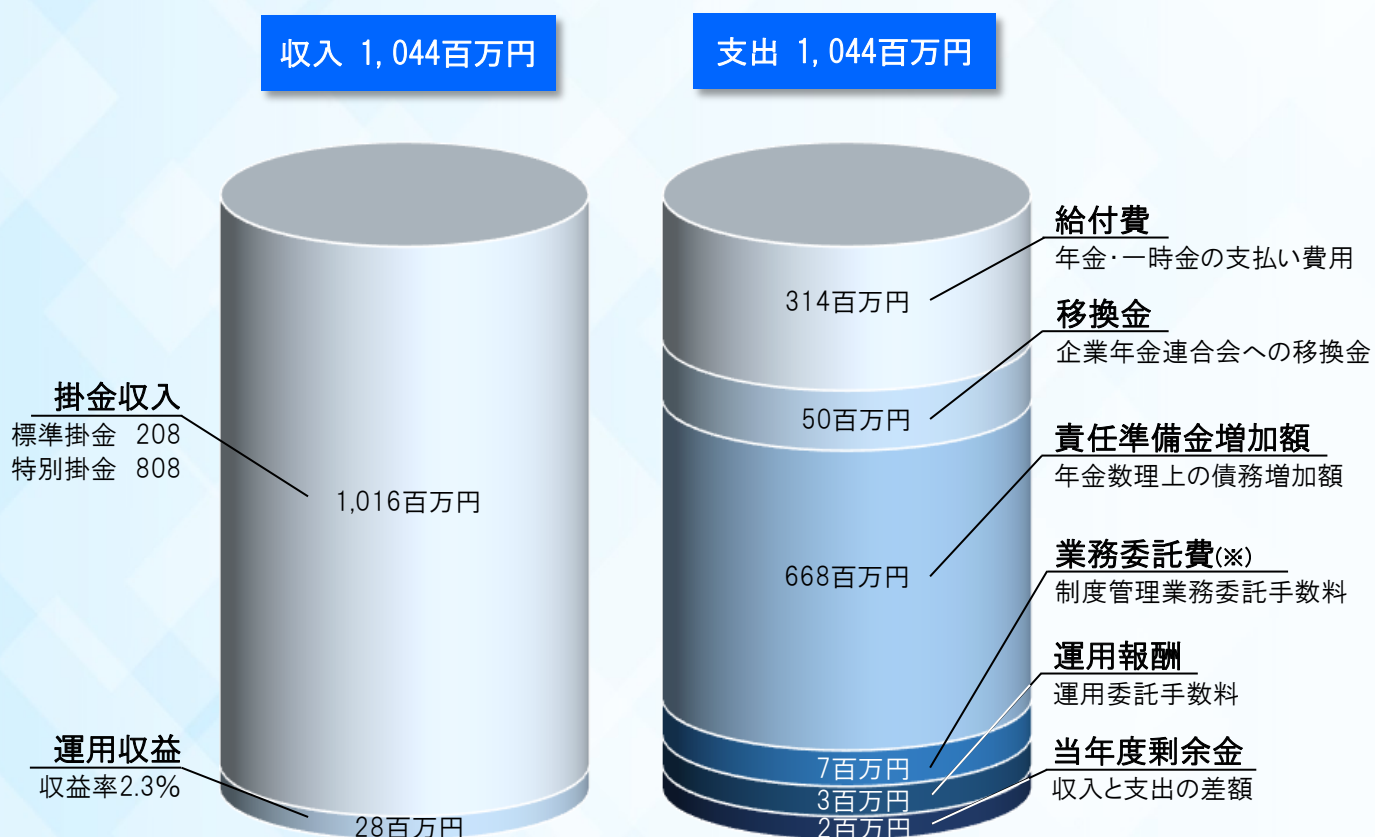
年金経理

年金経理は、掛金収入や資産の運用による運用収益、年金・一時金の給付費などを管理する会計です。

収入は、標準掛金2億800万円と特別掛金8億800万円を合わせ掛金収入が10億1,600万円、資産の運用収益は基金の政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）による期待収益率に基づき2,800万円を計上しています。

一方、支出は、年金・一時金の給付費3億1,400万円、短期脱退者に係る企業年金連合会への原資移換金5,000万円、責任準備金増加額6億6,800万円、業務委託費700万円・運用報酬300万円をそれぞれ計上しています。

なお、責任準備金増加額は、掛金収入が給付を約7億円を上回っていることから、その上回る額を債務の増加として認識するための科目で実際にはキャッシュアウトを伴わない年金数理上の費用科目です。



※ 業務委託費については、本来全て年金経理で支出する科目ですが、当基金では、年金財政の安定化のため、年金経理と業務経理の折半で負担することとしています。

業務経理

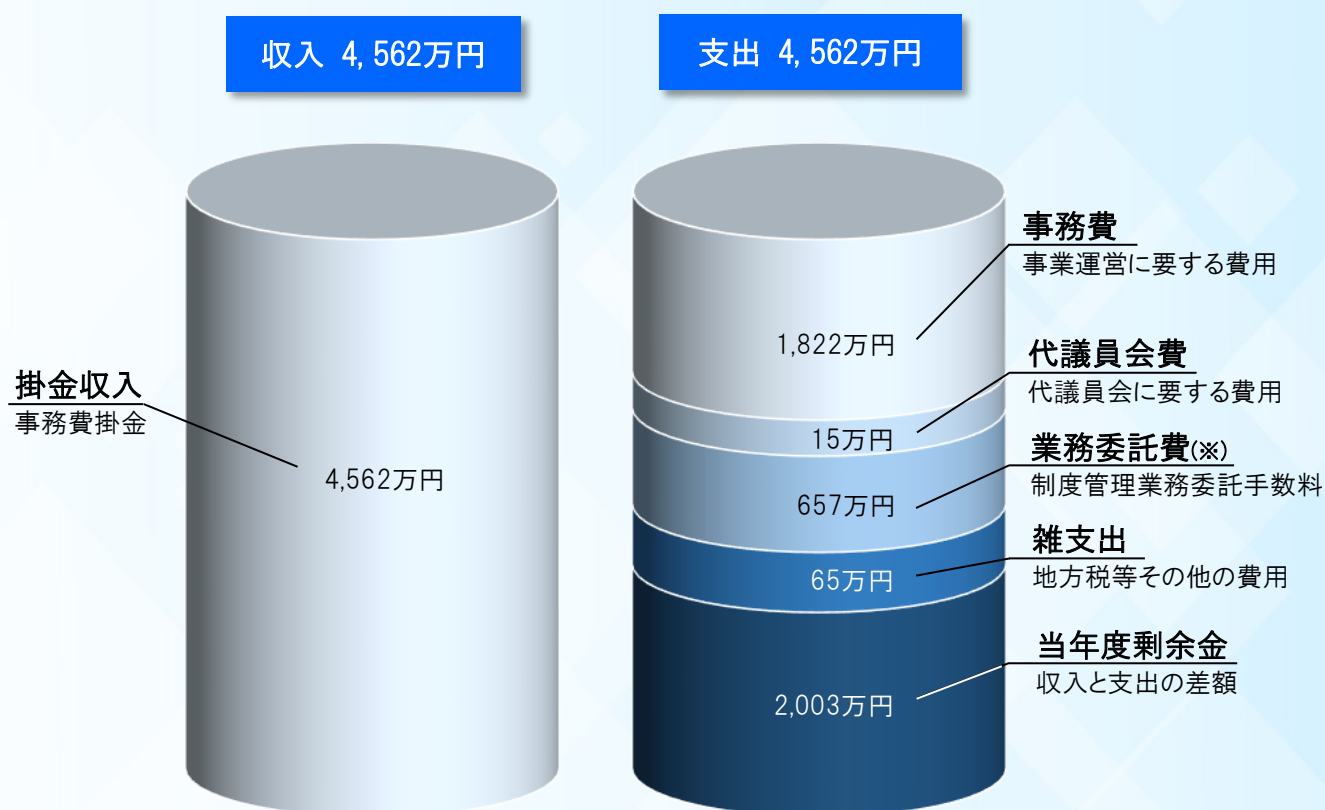
業務経理は、基金の事業運営に要する事務費、代議員会に係る経費などを管理する会計です。

収入は、事務費掛金収入の4,562万円を計上しております。

一方、支出は、人件費・物件費の事務費1,822万円、代議員会費15万円、業務委託費657万円などを計上しています。

この結果、収入4,562万円に対し、支出の合計は2,559万円となり、約2,000万円の当年度剰余金が生じるものと見込んでいます。

なお、当年度剰余金は、厚生年金基金解散後の清算基金等と不可分な経費について、当基金と清算基金等と下記の負担割合に基づき支出していることにより生じているもので、厚生年金基金の清算決了までの時限的な剰余金です。



※ 年金経理の負担分を除いた2分の1相当額です。

(共通経費の負担割合)

項 目	考え方	内 容
人件費	業務割	DB基金職員4名中、清算基金兼務2名分の給与費は清算基金から支出
事務機器リース料等	加入者・受給者数割	清算基金 90%：DB基金 10%
事務所使用料	専有面積割	清算基金 66.7%：DB基金 22.2%：(一財)厚生会 11.1%
業務委託費	会計割	年金経理 50%：業務経理 50%

厚生労働省（以下「厚労省」）は、過去のAIJ事件などを念頭に、その再発防止を期するという名目で、昨年11月8日に確定給付企業年金のガバナンスに関する通知改正を行いました。

その内容は、総合型確定給付企業年金基金（以下「総合型DB基金」）の代議員の選任基準を大きく変更し、現在全国平均12人の代議員定数を最大100人にまで大幅に増やすとともに、代議員の選出手続きを全ての事業主で行うことなどを求めるもので、総合型DB基金における代議員選定の実情とはかけ離れたものとなっています。

また、今回の通知改正には盛り込まれていませんが、厚労省は、平成31年度から、総合型DB基金に対し、公認会計士を使った外部監査を義務付ける方針で、現在その具体的な内容を検討しているところです。このほか、今回の通知改正では資産運用ルールに関しても変更が加えられました。

当基金を含め総合型厚生年金基金から総合型DB基金へ移行した基金では、資産額はもとより事務費掛金が大幅に減少し、人件費・物件費の節減に努めながら事業運営を進めているところです。そうした中での今回の制度変更は、これまでの努力を無にするばかりか経費節減とは正反対の対応を迫る内容となっています。

以下では、ガバナンスにかかる制度変更の概要と、これに対する当基金の現段階における考え方についてご案内いたします。

1. 代議員選任基準の見直し

厚労省は今回の制度変更理由について、総合型DB基金は企業間の結びつきが脆弱で加入者等の意思が基金運営に反映されにくいいためガバナンスを強化する必要があるとしています。具体的には、総合型DB基金では

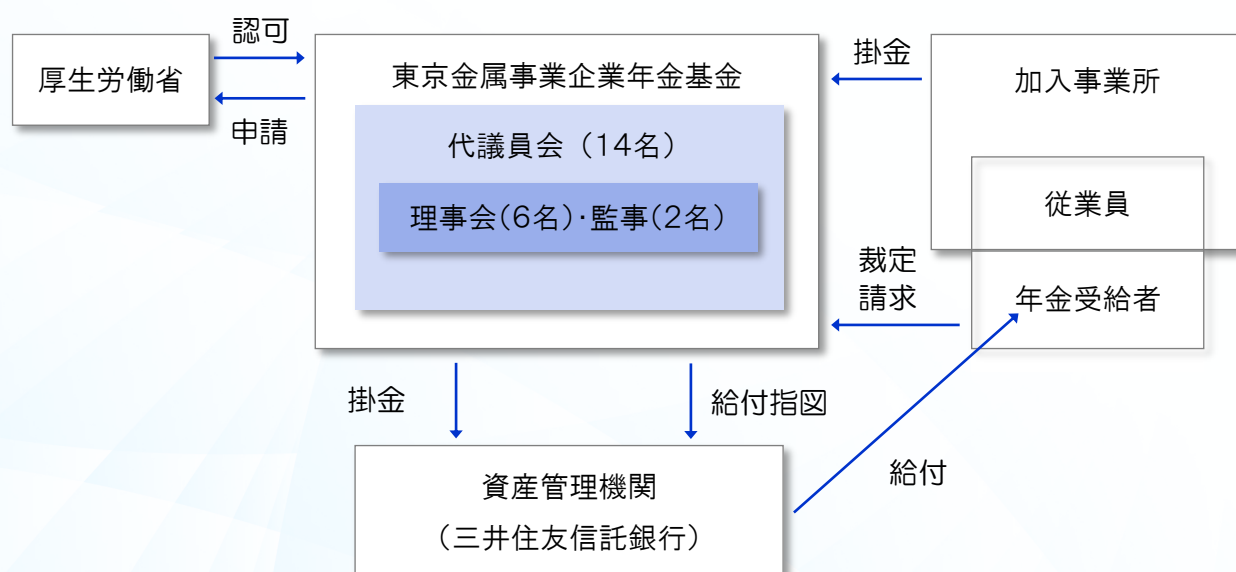
- ①企業間の結びつきがないため各事業主が基金全体の実情や会計の不正を把握できない
- ②事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりがちで実施事業所として債務を果たさない
- ③一部の事業主が代議員を独占し基金の運営を決定する

といった問題点が内在することから、これを是正するため代議員選任基準の見直しを行ったとしています。代議員選任基準の見直しとは、代議員定数の変更と代議員選出手続きの変更です。

1 代議員定数の変更

代議員の定数については、法令上「偶数であること」および「半数は事業主において選定し、残り半数は加入員による互選で選出すること」と規定されており、具体的な定数は各基金の実情に応じ任意に定めることとなっています。これにより、当基金では、事業主から選定される「選定代議員」7名と加入員から互選される「互選代議員」7名の計14名の代議員会を設けています。また、選定代議員と互選代議員の中から3名ずつ計6名で執行機関としての理事会を、1名ずつ計2名で内部監査機関としての監事をそれぞれ設けています。

【当基金の機関設計と事業運営】



代議員会	事業運営で重要事項について審議・決定する機関。事業主から選定される「選定代議員」と加入員から互選される「互選代議員」で構成され、①規約の変更、②毎事業年度の予算、③毎事業年度の事業報告及び決算、その他規約に定める事項などが審議事項となる。
理事会	事業運営の基本的な業務執行について意思決定を行う執行機関。代議員の中から選定及び互選された理事で構成され、理事のうち1名を理事長とする。
監事	事業運営が健全に行われているかをチェックする内部監査機関。選定代議員及び互選代議員の中からそれぞれ1人ずつ選ばれる。監査には総合監査と特別監査がある。

今回の見直しは、法令の改正ではなく通知改正により、事業主において選定する「選定代議員」が3人以上、加入者による互選で選出する「互選代議員」が3人（選定代議員数と同数）以上と最低数が示されたほか、一定の要件を満たす組織体（設立母体）が存在しない総合型DB基金については、最低数に加えて、「選定代議員」の数は事業主の数の10分の1以上（事業主の数が500を超える場合は50人）の要件を満たすことが必要とされました。

これにより、一定の要件を満たす組織体（設立母体）がない総合型DB基金では選定代議員と同数の互選代議員が必要となることから、結果的に事業主の数の10分の2以上の代議員数が必要となります。

代議員定数の設定

総合型以外の基金 (単独型・連合型)		6人以上
総合型基金	組織体が要件を満たす場合	- 選定代議員：3人（理事長・理事長代理・監事）以上 - 互選代議員：3人（選定議員数と同数）以上
	組織体が要件を満たさない場合	上記に加えて以下の要件を満たすこと - 選定代議員：事業主の数の10分の1以上（事業主の数が500を超える場合は50以上） - 互選代議員：選定議員数と同数

「10分の1」以上の基準の適用対象外となる組織体（設立母体）の要件については以下の要件が示されています。しかしながら、「加入の推奨」にある「設立母体による基金への加入の義務付け」は、そもそもDBへの加入は事業主の任意である以上法的に無理があり、また、「運営方針の決定」にある「基金の方針決定に先立って設立母体が基金の運営方針を組織決定していること」に至っては、基金の議決機関である代議員会軽視も甚だしく、現実的にはあり得ない内容となっています。

厚労省は、これら現実的にはあり得ない要件を設けることで、事実上、全ての総合型DB基金に「10分の1」以上の基準を適用させることを意図しているものと思料されます。

選任基準の適用対象外となる「組織体」の要件

要 件	内 容
組 織 率	基金加入事業所の事業主の9割以上がその組織体に所属すること
設立根拠	法令に根拠のあること
加入の推奨	組織体の構成員である事業主に対して基金への加入を義務付けまたは推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できること
運営方針の決定	基金における方針決定の手續に先だって、組織体が基金の運営方針（基金の実施および解散、給付設計（加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む）、掛金および資産運用に関する方針）を組織決定していること
運営状況の検証	基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が組織体内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できること

今回、選定代議員数について事業主数の「10分の1」以上（500を超える場合は50）という数字が設けられていますが、これらは、生命保険の相互会社や消費生活協同組合など、構成員の規模の大きさから本来の構成員による総会の開催が現実的に難しい場合に、これに代えて設置できることとされている「総代」の定数設定の考え方を引用したものです。

総代会制度の例（厚労省資料より）

制 度	根拠法	総代の定数	総代の任期	備 考
相互会社	保険業法	定款で定める	4年以内	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	組合員の10分の1（上限100人）以上	3年以内	組合員500人以上の場合に総代会を設置可
労働金庫	労働金庫法	会員の5分の1（上限500）以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可
商工会	商工会法	会員の10分2（上限100）以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可 総代は住所、事業の種類等に応じて公平に選挙
事業協同組合 信用協同組合	中小企業等協同組合法	組合員の10分の1（上限100）以上	3年以内で定款に定める	組合員が200人超の場合に総代会を設置可 総代は住所、事業の種類等に応じて公平に選挙
農業協同組合	農業協同組合法	組合員の5分の1（上限500人）以上	3年以内で定款に定める	組合員500人以上の場合に総代会を設置可
水産業協同組合	水産業協同組合法	組合員の4分の1（上限100人）以上	3年以内で定款に定める	組合員200人超の場合に総代会を設置可

しかしながら、構成員の規模はもちろん法人の性格が全く異なる相互会社や消費生活協同組合などの総代とDB基金の代議員を同視することの合理的な理由は見当たらず、単に数字上の根拠をでっち上げるために引用したに過ぎない代物と言わざるを得ません。

ちなみに、厚労省が引用した相互会社や消費生活協同組合の総代数と構成員との比率を見た場合、

- ・大手生保（日生） 総代数 200人／社員（契約者）数 1,181万人＝0.0017%
- ・消費生活協同組合 総代数 100人／平均組合員数 5.5万人＝0.18%

となっています。これに対し、現在の当基金の代議員数14人の加入事業所数115社に対する割合は12.2%、半数の選定代議員だけで見ても6.1%となります。総代会制度との比較で何ら遜色がないにもかかわらず、なぜ代議員数を増やす必要があるのでしょうか。

なお、企業年金連合会によると、全国の総合型DB基金の平均代議員数は12人となっており、当基金の14人はそれを上回る規模となっています。

仮に、変更後の基準を適用した場合の当基金の代議員数は、現在より10名の増員が必要となりますが、単に定数を増やしても、実際に就任していただく方がいなければ、代議員会そのものが不成立という事態もあり得ることから、慎重な対応が必要と考えています。

現 在	定 数		変更後	定 数
選定代議員	7人		選定代議員	12人
互選代議員	7人		互選代議員	12人
計	14人		計	24人

2 代議員の選出手続きの変更

今回の通知改正では、代議員の選出手続きについても変更が行われています。

具体的には、選定代議員の選出方法について規程を設けるとともに、前記1の一定の要件を満たす組織体（設立母体）がない総合型DB基金については、選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととされています。また、その際の選定方法は、①事業主が他の事業主と共同で候補者を指名、②各事業主が独自の候補者を指名のいずれかを基本とし、事業主がこれを希望しない場合は、③選定を第三者に委任する方法も可とされています。

①や②による場合、候補者が指名を受ける意思があるか否かの確認は一体誰が行うのか、仮に指名された者が定数を超過してしまった場合にはどうするのかなど、手続きの詳細は一切示されておらず、無責任な内容となっています。

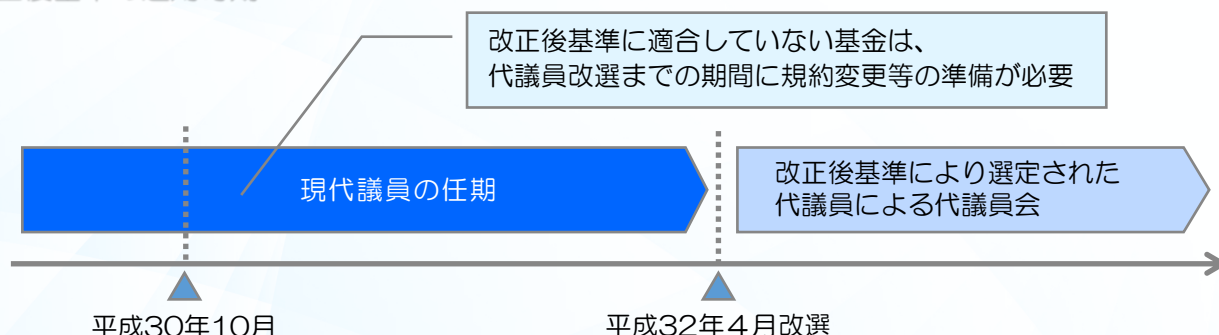
代議員の選出手続き

総合型以外の基金 （単独型・連合型）		選定代議員の選出の手続きについても、あらかじめ規程を設けるなど明確化されていること
総合型基金	組織体が要件を満たす場合	上記に加えて以下の要件を満たすこと ＜選定主体＞ 選定の都度、全ての事業主により選定を行うこと ＜選定方法＞ 次の①②いずれかの方法を基本（希望しない場合は③も選択可） ①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法 ②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法 ③選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任する方法
	組織体が要件を満たさない場合	

3 代議員選任基準見直しの施行時期

今回の代議員選任基準の見直しに伴う代議員定数の設定、代議員選出手続きの変更については、平成30年10月1日以降の代議員の任期満了時から施行することとされております。当基金では、平成32年4月が現代議員の任期満了となりますので、仮に定数を変更する場合には、それまでの間に規約変更が必要となります。

改正後基準の適用時期



2. 公認会計士を使った外部監査の導入

厚労省は、総合型DB基金における会計の不正を牽制することを目的にこれまでの監事による「内部監査」に加え、公認会計士を使った「外部監査」の実施を総合型DB基金に対し義務付けることを検討しています。公認会計士協会から行政に対する働きかけを疑わざるを得ないもので、実効性の検証もないまま莫大な経費の支出を強いる内容となっています。

1 AUPの導入

厚労省は、財務諸表の適正性を保証する「会計監査」の導入が望ましいとしていますが、会計監査は相応のコストと事務負担を要することから、当面その代替措置として、公認会計士による「合意された手続業務（AUP：Agreed upon procedures）」を導入するとしています。

AUPとは、公認会計士と依頼者（基金）との間で確認する事項やその方法について予め合意し、公認会計士はその合意に基づいた手続とその結果のみを基金に報告するもので、会計監査と異なり意見の表明や保証は一切行われません。

「会計監査」と「合意された手続業務（AUP）」の違い

	会計監査	合意された手続業務（AUP）
業務の開始	公認会計士が、財務情報の適正性を判断するために十分かつ適切な証拠を入手することができるよう監査計画を作成	公認会計士と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意
対象・範囲	監査基準に準拠するが、詳細は職業的専門家としての監査人の判断による	依頼者との間で事前に合意された事項
結果報告	財務情報の適正性について意見を表明	合意された手続とその結果得られた事実についてのみ報告
費用	比較的高い	比較的安価で実施できる

厚労省によると、AUPのコストは「会計監査の数分の1」としております。

ちなみに、厚労省が主要監査法人に対し行ったヒアリング結果における会計監査の費用を示したのが以下の表です。DB基金を規模別に別けた上で金額が示されておりますが、当基金を「中」とした場合、初年度の費用は「820～2,120万円」という莫大な金額となっております。したがって、これの「数分の1」としてもAUPのコストは決して安価ではないことがわかります。

会計監査にかかる費用 ～厚労省が主要監査法人に対して行ったヒアリング結果～
財務諸表（年金経理、業務経理）全体を対象に監査する場合

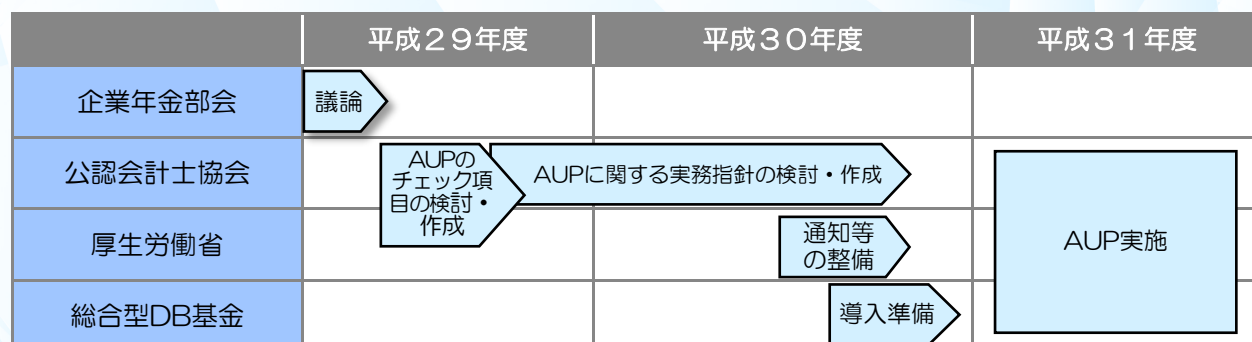
基金規模	費用（初年度）	費用（次年度以降）	監査先での滞在日数（初年度）	監査先でのヒアリング時間（初年度）
小	690～1890万円	460～1020万円	5日～5週間	30～210時間
中	820～2120万円	550～1210万円	6日～6週間	30～235時間
大	1050～2385万円	700～1852.5万円	7日～6.5週間	40～260時間

上記DB基金のモデル

基金規模	加入者数	加入事業所	資産残高（億円）		資産運用委託先会社数		業務委託の形態	業務経理の年間収入	基金の役職員数（常勤者）	掛金の滞納
			総額	うち加付型資産	総数	うち信託会社数				
小	2,000人	50	40	0	1社	0又は1社	Ⅱ型	2,000万円	2人	なし
中	5,000人	100	100	10	4社	2社	Ⅱ型	4,500万円	4人	なし
大	10,000人	300	300	30	6社	2社	ⅠA型	6,000万円	5人	なし

2 AUPの対象と導入スケジュール

厚労省は、平成31年度から年金資産が「20億円」超の総合型DB基金を対象にAUP実施を義務付けようとしており、その後、将来的には本格的な会計監査の導入を目指す方針です。



当基金の資産が「20億円」を超えるのは、現時点では平成32年度と見込んでおりますが、事務費掛金の規模から、会計監査はもとよりAUPの実施は現実的に困難です。

仮に、厚労省のヒアリング結果における会計監査費用（中規模基金2,000万円）を前提とした場合、これを実施するには加入者1人当たり事務費掛金を現行の900円から1,300円に引き上げなければならず、AUPのコストを仮に会計監査費の4分の1の500万円とした場合、AUP実施のため900円を1,000円に引き上げる必要が生じます。

現在、当基金に求められているのは経費節減であり、掛金引上げはこれに逆行することとなります。

3. 資産運用ルールの見直し

今回の確定給付企業年金のガバナンスにかかる制度変更では、DB基金の資産運用についても一定の見直しが行なわれました。

見直しの主要項目と対応の可否は次のとおりです。

以下では、変更内容と当基金の対応状況についてご説明いたします。

DB基金の資産運用ルールの見直し（主要項目）

項 目	内 容	対応の可否
(1)運用基本方針・政策的資産構成割合の策定	全てのDB基金において策定義務化	必須
(2)資産運用ガイドラインの見直し		
①資産運用委員会	資産額100億円以上のDB基金において設置義務化（上記以外のDB基金においては、設置は努力義務）	必須
②分散投資	- 分散投資を行わない場合の運用基本方針への記載および加入者・事業主への周知義務化 「集中投資に関する方針」の選定義務化	必須
③オルタナティブ投資	オルタナティブ投資を行う場合の留意事項の運用基本方針への記載など	必須
④代議員会・加入者への報告・周知	- 資産運用委員会の議事録の保存および加入者への周知 - 代議員会への報告事項の事例の追加 - 業務概況を加入者へわかりやすく開示するための工夫	努力義務

1 運用基本方針および政策的資産構成割合の策定義務化

運用の基本方針（運用基本方針）の策定は、従来は加入者数300人未満かつ資産額3億円未満の規約型DBには義務付けられていませんでした。また、政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定も、従来は努力義務とされていました。

しかし、今般の変更により、原則全てのDB基金において運用基本方針および政策的資産構成割合の策定が義務化されました。これにより、現時点で運用基本方針および政策的資産構成割合を策定していないDB基金においては、施行期日（平成30年4月1日）までにこれらの策定を行う必要がありますが、当基金では平成29年4月1日の制度発足時に運用の基本方針、基本ポートフォリオを策定し、これに基づき資産運用を行っておりますので、今回の変更による新たな対応は不要となります。

2 資産運用ガイドライン

資産運用ガイドライン（「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」）について、以下の改正が行われました。

①資産運用委員会

資産運用委員会の設置については、年金運用責任者を補佐する観点からは設置することが望ましい（努力義務）とされてきましたが、今般の改正により、資産規模100億円以上のDB基金において資産運用委員会の設置が義務化されました。

当基金の資産規模は現時点では100億円以下ではありますが、前記 1 と同様、昨年の制度発足時に資産運用委員会を設置しており、特段新たな対応は必要ありません。

②分散投資

年金資産運用では分散投資に努めることが原則となるため、合理的な理由がある場合を除き特定の運用受託機関に対する資産運用の委託がDB基金の資産全体から見て過度に集中しないよう、「集中投資に関する方針」の策定が義務化されました。

当基金の資産運用は現在のところ幹事会社一社のみの委託となっていますが、資産規模が小さいためパッシブ運用でコスト抑制を図ることを目的とする、まさに合理的な理由による集中投資であり、問題はありません。

③オルタナティブ投資

オルタナティブ投資（株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資またはデリバティブ等の伝統的投資手法以外の手法を用いる投資）を行う場合は、運用基本方針に投資目的や政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）におけるオルタナティブ投資の位置付けやその割合等を定めることが義務化されたほか、運用受託機関の選任および運用戦略に関する留意・確認事項が定められました。

当基金では、現在の資産規模からオルタナティブ投資は行っておりませんが、将来の運用の高度化を見据えて、運用基本方針にはすでに所定の事項を定めております。

④代議員会・加入者への報告・周知事項

代議員会への報告内容について、従来の運用基本方針・運用ガイドライン、運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績）に加えて、運用受託機関の選任状況、運用受託機関の評価結果、運用受託機関のリスク管理状況、運用結果（リスク）、運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ（責任ある機関投資家の諸原則）活動に関する報告、基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報が新たに追加されました。また、加入者等への業務概況の周知事項について、従来の積立金の運用収益（または損失）および資産構成割合その他積立金の運用概況、運用基本方針の概要等に加えて、「資産運用委員会の議事の概要等」が新たに追加されました。

当基金では、これらの事項について、今後ともホームページや企業年金にゆうすを通じ周知を行ってまいります。

4. 当基金の考え方

今回の確定給付企業年金のガバナンスにかかる制度見直しは、単に総合型DBだからという表層的な理由による変更となっています。具体的な変更内容は、総合型DB基金への性悪説に立ち、非現実的な負担を求める内容となっています。その結果全国の多くのDB基金から次のような声が相次いでいます。

変更理由に対する異論反論

- ・そもそもガバナンスの強化がなぜ総合型DBの喫緊の課題なのか。
- ・厚年基金の解散を経て、総合型DB基金に移行した事業主は基金の実施主体であるという意識は高く、実施事業所としての責務も十分果たしているのではないか。
- ・一部の事業主が代議員を独占し基金の運営を決定している事実が一体どこにあるのか。
- ・AIJ事件等の再発防止を変更理由に挙げているが、投資詐欺に遭った厚年基金は被害者であって事件を引き起こした側ではない。再発防止という観点では、既に金融監督庁において対策が講じられているのではないか。

etc.

変更内容に対する異論反論

- ・代議員の数を増やすことがガバナンスの強化になるのか。
- ・準公的な厚年基金時代の制度変更ならまだしも、純正な民間の企業年金に対し規制を強化すること自体、時代に逆行するものではないか。
- ・代議員定数の大幅増は、何とか理解を求め就任していただいている代議員選任の実態を全く承知していない机上の空論ではないか。
- ・そもそも公認会計士が年金資産の実在性、評価額の妥当性を確認することは不可能であり、これらは運用委託機関（幹事会社）や年金数理人等によって確認されている内容である。これに加え、莫大なコストを要する公認会計士を使うことに何の意味があるのか。
- ・会計上の不正をチェックすることくらいしか導入意義は見当たらないが、そもそも不正は、基金内部のチェック体制や、職員のモラル向上によって防止すべきものではないか。

etc.

- ◆ 公的年金が先細りする中で、本来中小企業の大事な企業年金制度を支援・育成すべき厚労省による今回の制度変更は、逆に企業年金制度を衰退・消滅させることになりかねません。
- ◆ 現在、多くの総合型DB基金は厚生年金基金から移行したばかりの過渡期にあり、まずは、円滑な移行を確保することが重要であり、大切な事務費については、年金・一時金の確実な給付、適格な掛金の収納、事業主・加入者等に対するサービスの向上など、基金本来の事業に充てなければならぬと考えております。
- ◆ 去る2月13日に開催された第3回代議員会では、こうした観点に立脚し、非現実的なコストと多大な事務負担を伴う今回の制度変更については、より慎重な対応が必要との意見で一致いたしました。また、代議員定数の見直し、公認会計士を使った外部監査の導入とも、実施までは時間的な猶予があるため、当基金としては、加入事業主の意見をお聞きした上で、対応方針を決定していくことといたしました。事業主の皆様からの意見集約については、後日ご案内させていただきます。
- ◆ 最後に厚労省が昨年10月に実施したパブリックコメント（意見募集）に対し、当基金から提出した意見をご案内いたします。

「「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する意見について」

平成 29 年 10 月 6 日
東京金属事業企業年金基金

当基金は本年 4 月に、厚生年金基金の解散を経て総合型 DB 基金へ移行したところである。今回示された代議員の選任基準の見直しの背景として、行政が指摘する「事業所間の人的関係が緊密でないため各事業主が基金の運営を適切に把握しにくく、加入者等の意思が基金運営に反映されにくい」といった総合型基金の持つ性質があるとするなら年金と医療という制度の違いはあるにせよ、何故、同じ機関設計となっている総合型健保組合では同様の見直しが必要とされていないのか、その理由を示されたい。

仮に AIJ 事件のような出来事の再発防止という考え方に立脚したものであるとしても、単に代議員数を増やすことがガバナンスの強化に繋がるか否かの検証も全くないまま、厚生年金基金時代以上に代議員数の増加を求めることはナンセンスではないか。

準公的な厚生年金基金が存在していた段階でさえも代議員数は各基金の実情に応じた形で定めることを容認しておきながら、純正な民間の企業年金に移行した総合型 DB 基金に対し、単に「総合型 DB 基金だから」という表層的な理由を持って規制を強化すること自体時代に完全に逆行しており、到底受け入れられるものではない。

総合型厚生年金基金を解散し DB に移行した基金では、加入事業所数・加入者数の減によって事務費掛金も大幅に減少し、人件費、物件費をぎりぎりまで圧縮しながら事務を執行しているところである。今回パブリックコメントの対象とはなっていない外部監査の導入も含め、見直し案は、結果的に新たな負担増を招くものばかりであって、中小零細企業が大半を占める総合型 DB 基金における代議員選任の実情や基金の事務費事情を全く承知していない机上の空論に過ぎない。行政はもっと総合型 DB 基金の現実を知った上で制度見直しを検討すべきではないか。

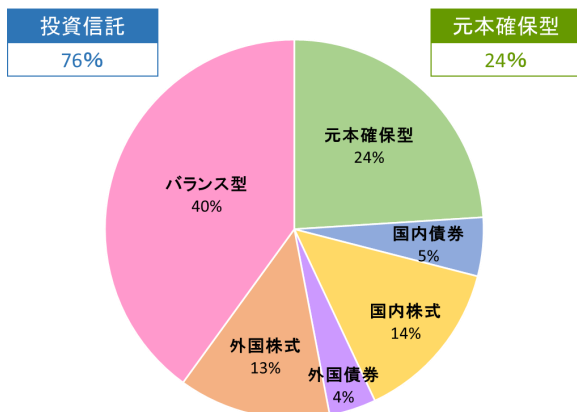
いずれにしても経費の裏付けのない制度変更への対応は実行不可能であって、基金の機関設計やガバナンス向上のための取組み等については基金の自治に委ねるべきである。

なお、加入員等の基金運営に対する加入員等の意思の反映については、基金広報誌やホームページにおける事業概況等の周知によって十分対応が可能である。

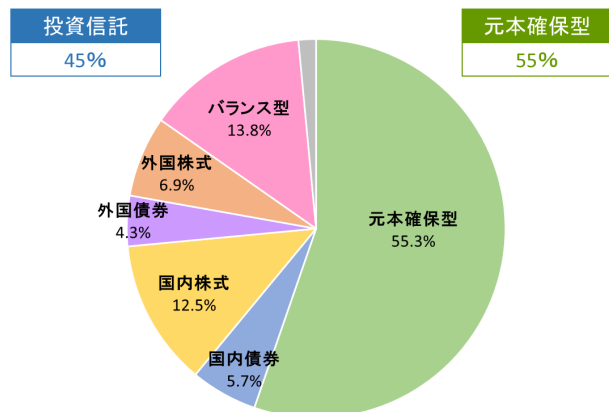
確定拠出年金（DC）プラン実施状況のお知らせ

東京金属事業確定拠出年金プラン（DC）は昨年10月にスタートいたしました。
プランスタート時点の実施状況をまとめましたので、参考までお知らせいたします。

全体の資産配分割合

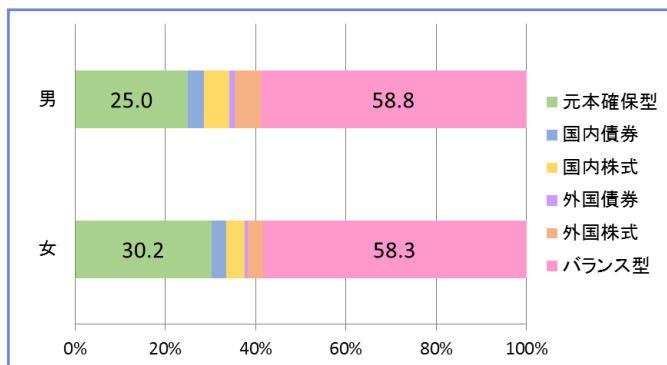


[ご参考] 全国平均

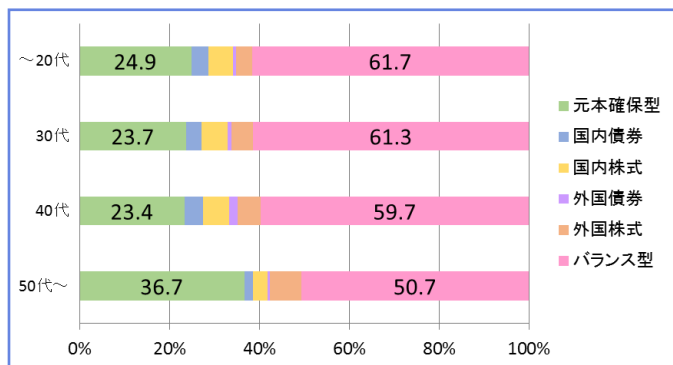


プラン全体の資産配分割合は、元本確保型が24%、投資信託が76%となっています。
国内のDC加入者平均は、元本確保型が55%、投資信託が45%となっており、東京金属事業DCプランの加入者がよりリスクを選好している傾向がみられました。

男女別の商品選択割合



年代別の商品選択割合



資産配分割合を男女別、年代別に見たものが上のグラフです。

男女別では、女性の方が安全資産を多く組み入れ、年代別では、特に50代で安全資産を多く選択している傾向がみられました。

企業年金基金概況

平成30年2月末現在

実施事業所数	加入者数	受給者数	年金資産額
115社	4,181人	919人	542.9百万円

発行 東京金属事業企業年金基金

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階 ☎03-5829-4950

URL <http://www.kinzoku-pf.or.jp/>